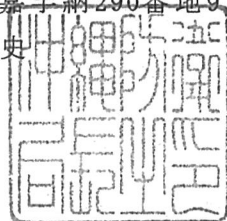




沖防第1553号
平成26年4月15日

名護漁業協同組合
代表理事組合長 古波蔵 廣 殿

住 所 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
氏 名 沖縄防衛局長 武田 博史



普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書に添付する同意書について（依頼）

貴組合におかれましては、平素より当局業務に関しまして御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて当局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事を計画しております。

当該工事は沖縄県漁業調整規則第39条の岩礁破碎にあたることから、沖縄県に対し岩礁破碎等許可申請を行います。

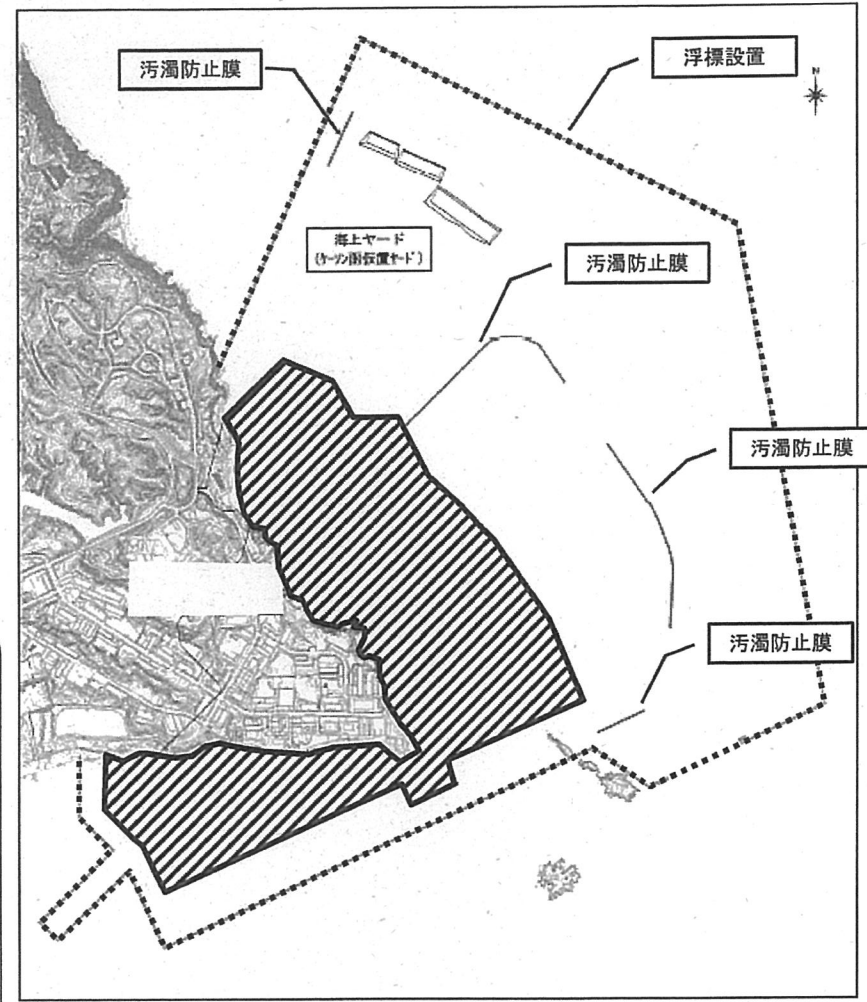
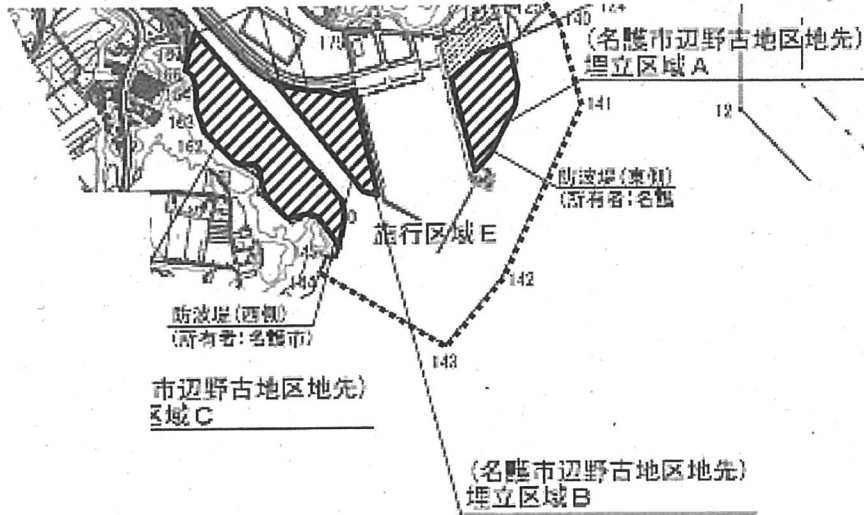
つきましては、同申請にあたり貴組合の同意が必要であることから、下記内容を確認の上御同意下さいますようお願いいたします。

記

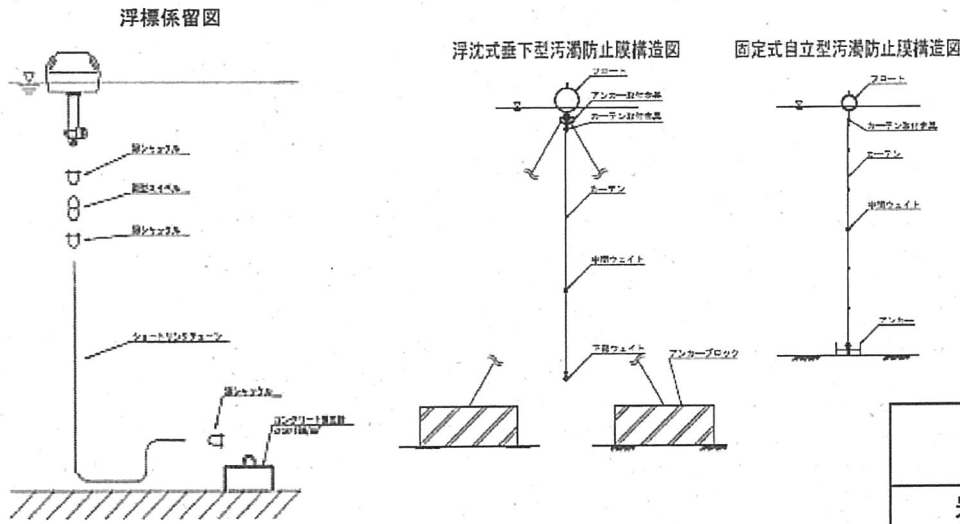
- 1 名 称：普天間飛行場代替施設建設事業
- 2 場 所：キャンプ・シュワブ水域
- 3 期 間：許可の日から事業完了まで
- 4 内 容：埋立て

添付書類：面積図

岩礁破碎等面積図



岩礁破碎等の例



項目	代替施設	辺野古作業ヤード	凡例
岩礁破碎等実施範囲 (埋立部分)	1,525,434㎡	45,894㎡	
岩礁破碎等実施範囲	5,614,732㎡	165,463㎡	

漁場汚濁防止協定書

沖縄防衛局長 (以下「甲」という。) と 名護漁業協同組合 (以下「乙」という。)
武田 博史 代表理事組合長 古波蔵 廣

という。)は「普天間飛行場代替施設建設事業」に関し、つぎのとおり「漁場汚濁防止協定」を締結する。

第1条 甲は、「普天間飛行場代替施設建設事業」の実施にあたっては、関係漁業者に被害を与えないよう最大の努力をする。

第2条 甲は、本工事に起因した汚染が関係漁業者に被害を与えた場合には、工事を一時中止し、その対策を講ずるものとする。また、必要に応じ対応策を関係機関と協議するものとする。

第3条 本工事以外に起因する汚染については、甲は責任を負わない。

第4条 この協定に定めるもののほか、不測の事態が生じた場合は甲乙協議して定める。

附 則 本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9
沖縄防衛局長 武田 博史

乙 沖縄県名護市城3丁目1番1号
名護漁業協同組合
代表理事組合長 古波蔵 廣

